

第1節 日米安全保障体制

日米安全保障条約¹（日米安保条約）に基づく日米安全保障体制（日米安保体制）は、わが国防衛の柱となっている。また、日米安保体制を基盤とする日米同盟は、日本のみならずアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎をなすものである。さらに、同盟に基づく日米間の緊密な協力関係は、世界における多くの安全保障上の困難な課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしている。日米両国が共有する基本的人権、自由、民

主主義および法の支配といった基本的な価値を国際社会において促進する上で、この同盟関係は、ますます重要になっており、わが国として、引き続き、日米安保体制を維持・強化していくことが必要である。

（図表Ⅲ-2-1-1 参照）

本節では、わが国の安全保障にとっての日米安保体制の今日における意義について説明する。

図表Ⅲ-2-1-1 日米安保協力にかかわる主な経緯

1951（昭和26）年		旧「日米安全保障条約」承認
1952（昭和27）年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958（昭和33）年		藤山・ダレス会談（日米安保条約改定同意）
1960（昭和35）年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968（昭和43）年		（小笠原諸島復帰）
1969（昭和44）年		佐藤・ニクソン会談（安保条約継続、沖縄施政権返還）
1972（昭和47）年		（沖縄復帰）
1976（昭和51）年		（日米防衛協力小委員会設置合意）
1978（昭和53）年	旧ガイドラインの策定と拡大する日米防衛協力	旧「日米防衛協力のための指針」（旧ガイドライン）策定
1991（平成3）年		（旧ソ連の崩壊、冷戦の終結）
1993（平成5）年		（北朝鮮、NPT脱退を宣言）
1996（平成8）年	冷戦の崩壊と新ガイドラインの策定	「日米安全保障共同宣言」（橋本・クリントン会談）
		「SACO最終報告」
1997（平成9）年		新「日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン）策定
2001（平成13）年		（米国同時多発テロ）
2003（平成15）年	米国同時多発テロ以降の日米関係	「世界の中の日米同盟」（小泉・ブッシュ会談）
2006（平成18）年		「再編の実施のための日米ロードマップ」の策定
		「新世紀の日米同盟」（小泉・ブッシュ会談）
		（北朝鮮、核実験）
		「世界とアジアのための日米同盟」（安倍・ブッシュ会談）
2007（平成19）年		「かけがえのない日米同盟」（安倍・ブッシュ会談）

1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/jyoyaku.html>>参照

1 日米安全保障体制の意義

1 わが国の安全の確保

今日の国際社会において、国の平和と独立を確保しようとするれば、核兵器の使用から、その他のさまざまな態様の侵略、さらには軍事力による示威、恫喝^{どうかつ}まで、あらゆる事態^{すき}に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。しかしながら、超大国である米国でさえ、グローバル化の進んだ国際社会にあって、一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。また、このような方向は、わが国の政治的姿勢として適切なものとはいえず、必ずしも地域の安定に寄与するものではない。

このため、わが国は、自由と人権の尊重、民主主義といった基本的な価値観や、世界の平和と安全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、アジア太平洋地域においてより広く受け入れられ、かつ、強大な軍事力を有する米国との二国間の同盟関係を継続してきた。これは、米国の強大な軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、自らの適切な防衛力の保持と合わせて隙のない態勢を構築し、わが国の安全を確保していくものである。

日米安保条約第5条では、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処することを定めている。この米国の日本防衛義務により、わが国に対する武力攻撃は、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態に陥ることを覚悟しなければならなくなる。このため、相手国はわが国に対する侵略を躊躇^{ちゅうちよ}せざるを得ず、侵略は未然に防止されることになる。

2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条においては、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、「日本国の安全」とともに、「極東における国際の平和と安全の維持」があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和と安全と極めて密接な関係にあるとの



米原子力空母ジョージ・ワシントンと
共同訓練を行う海自艦艇

認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、冷戦終結後も北朝鮮による大量破壊兵器やミサイルの開発・配備、朝鮮半島における同一民族の分断、台湾をめぐる問題など、不安定な要素が依然として存在している。こうした安全保障環境において、わが国における米軍の駐留を含め、日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。また、このような体制は、韓国やフィリピンなど地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、その他の国々との友好関係とあいまって、冷戦終結後も、この地域の平和・安定の確保に重要な役割を果たしている。

3 国際的な安全保障環境の改善

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。日米安保体制を基調とする日米協力関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に資するものである。

9.11テロ以降、国際テロ活動や大量破壊兵器の拡散など

新たな脅威や多様な事態についての関心がより高まっている。このような状況において、日米の緊密な協力関係は、国際社会が安全保障環境を改善するための協調的な取組を効果的に進める上でも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制の下、平素よりさまざまな面での連携向上に努めている。このような緊密な連携は、各種の国際的な活動において、自衛隊と米

軍が協力する上での基盤となっており、その実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が卓越した国際的な活動能力を有する米国と協力して、国際的な安全保障環境の改善のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

2 在日米軍の駐留

1 在日米軍の駐留の意義

米国は、日米安保条約に基づき、その軍隊をわが国に駐留させている。日米安保条約では、第5条において、米国の対日防衛義務を規定する一方、第6条において、わが国の安全と極東における国際の平和と安全のためにわが国の施設・区域の使用を米国に認めることとされており、総合的に捉えると、日米双方の義務のバランスが取られている。なお、この点は、締約国による共同防衛についてのみ規定されている北大西洋条約とは異なっている。

また、米軍による施設・区域の安定的な使用の確保は、わが国に対する武力攻撃があった場合、安保条約第5条における日米の共同対処を迅速に行うために重要な役割を果たすこととなるものであり、日米安保体制において極めて重要である。

さらに、前述のとおり、相手国は、自衛隊のみならず米軍とも直接対決することとなることから、在日米軍は、わが国に対する武力攻撃を未然に防ぐ抑止力としても機能している。

さらに、米軍のわが国防衛のための行動は、在日米軍のみならず、適時の兵力の来援によってもなされる。在日米軍は、そのような米軍の来援のための基盤ともなる。

在日米軍は、このような機能を有しており、わが国の安全の確保において、極めて重要な役割を果たしている。また、このような米軍の軍事的プレゼンスは、地域における米軍の関与の基盤となるものであり、地域の平和と安定を維持するために不可欠なものである。

(図表Ⅲ-2-1-2 参照)

2 在日米軍施設・区域とこれを抱える地域社会

在日米軍施設・区域がその機能を十分に発揮するためには、これを抱える地元の理解と協力が欠かせない。一方で、在日米軍施設・区域の周辺では、日米安保条約締結以来、過去数十年の間に市街化が進むなど、社会環境は大きく変化している。在日米軍施設・区域が十分に機能を発揮するとともに、真に国民に受け入れられ、支持されるものであるためには、こうした変化を踏まえて在日米軍施設・区域による影響をできる限り軽減する必要がある。

すなわち、わが国の国土は狭隘きょうあいでかつ平野部は少なく、在日米軍施設・区域と、都市部や産業地区とが隣接している例も多い。このような地域においては、在日米軍施設・区域の設置、航空機の離発着などにより、住民の生活環境や地域振興に大きな影響が見られるため、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要とされてきたところである。

参照 ▶ 4章2節3 (P304)

3 沖縄の在日米軍

沖縄は、米本土やハワイなどに比較し、東アジアの各地域に対して距離的に近い位置にある。このため、この地域内で緊急な展開を必要とする場合に、沖縄における米軍は、迅速な対応が可能である。また、わが国の周辺諸国との間に一定の距離があるという地理上の利点を有している。これらが、緊急事態への一次的な対処を担当する海兵隊をはじめとする米軍が沖縄に駐留する主な理

由として考えられる。

沖縄の在日米軍施設・区域は、72（昭和47）年5月の本土復帰の時点で、日米地位協定に基づく施設・区域として米軍に提供されたものである。現在、飛行場、演習場、後方支援施設など多くの在日米軍施設・区域が県内

に所在しており、本年1月時点で、わが国における在日米軍施設・区域（専用施設）のうち、面積にして約74%が沖縄に集中している状況にある。このため、沖縄における負担の軽減については、特に配慮する必要がある。

図表Ⅲ-2-1-2 在日米軍の日本における配置図

